

証券コード 7345
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

横浜市西区南幸二丁目20番5号
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
代表取締役社長 田 中 讓 治

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aipf.co.jp/ir/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・パートナーズフィナンシャル」又は「コード」に「7345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にございます「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
 2. 場 所 横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 ホール2 A
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集ご通知の全文は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて公開しております。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知は以下の事項を除いております。従って、本書面は監査報告を作成するに際し監査等委員及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、米国の通商政策による相互関税の導入や物価上昇が個人消費に及ぼす影響など、景気下押しリスクを抱えながらも、雇用・所得環境の改善や底堅い内需を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。

国内株式市場においては、2025年4月にトランプ米政権による関税措置への警戒感からリスクオフの姿勢が強まり、日経平均株価は30,792.74円まで下落しました。しかし、その後の日米関税交渉の合意や米連邦準備制度理事会（F R B）による利下げ期待、堅調な企業業績を背景に上昇基調へ転じました。10月には自民党総裁選での高市早苗氏の勝利を受け、積極的な財政政策への期待感から史上初の50,000円台を突破しました。その後、2026年1月の衆院解散観測や2月の衆院選での与党圧勝を受け、2月26日には59,332.43円の史上最高値を記録しました。期末にかけては、中東情勢の緊迫化と原油価格の急騰により、世界的に株価が急落したものの、当連結会計年度末の日経平均株価は51,063.72円（前連結会計年度末比43.4%上昇）となり、通期では大幅な上昇となりました。

米国株式市場においても、関税交渉の進展や好調な企業収益、F R Bによる利下げを背景にNYダウは2026年2月まで順調に史上最高値を更新し続けました。期末には中東情勢の悪化を受けて調整局面を迎えたものの、当連結会計年度末は46,341.51ドル（前連結会計年度末比10.3%上昇）と堅調に推移しました。

債券市場では、国内の物価上昇継続や高市政権による積極財政に伴う需給悪化懸念、さらには日本銀行による政策金利の引き上げ（2025年12月に約30年ぶりの水準となる0.75%へ利上げ）を受け、長期金利は上昇傾向となりました。

外国為替市場では、2025年4月には1ドル＝140円近辺から、日米金利差や国内のインフレ懸念を背景に円安ドル安が進行しました。2026年3月には一時1ドル＝160円46銭を付け、当連結会計年度末は1ドル＝158円75銭（前連結会計年度末比8円82銭の円安）となりました。

このような環境下、当社グループでは、政府が推進する「資産運用立国実現プラン」に沿った成長戦略を引き続き推進してまいります。具体的には「顧客の最善の利益に資するIFA」から選ばれる金融商品仲介業者としての更なる質の向上を目指し、「媒介する資産残高」の増大による持続的な成長と企業価値の向上を目的として、以下に注力してまいります。

- ① 「顧客の最善の利益」に資する販売・管理態勢を構築するため、コーポレートガバナンス及び内部統制の更なる整備・強化を図る。
- ② IFAが顧客の最善の利益を追求できるよう、顧客管理ツール及び営業ツールの充実を図り、アドバイスの質の向上を支援する。
- ③ 「顧客の最善の利益に資するIFA」増員に向けたフォローアップ体制を強化する。
- ④ 顧客の最善の利益を追求しつつ、高い顧客納得感と適正な手数料獲得の両立を目指し、IFAサポートを強化する。
- ⑤ 顧客の最善の利益の実践に注力できる環境を整えるべく、AI技術を積極的に導入し、定型業務や管理業務の効率化を推進する。
- ⑥ 「顧客の人生に伴走するIFA」に選ばれる金融商品仲介業者として進化するため、業種を問わず相乗効果が期待できる業務提携、及び必要に応じたM&Aを実施する。

特に、包括的業務提携先の大手保険代理店・株式会社エフケイとは、両社の相乗効果の創出などを見据えつつ、継続的な協議を進めております。2026年2月13日に開示しました「連結子会社の事業一部廃止に関するお知らせ」のとおり、当社グループの競争力及び収益性の向上を図るため、経営資源を中核事業である金融商品仲介業に集中させる決定を行い、連結子会社である株式会社AIPコンサルタンツにおいて展開していた保険代理店事業については、収支改善の難しさや管理態勢強化への対応を鑑み、2026年3月末をもって新規の保険募集を終了し、当該事業から撤退することとしました。保険募集業務を希望するIFAに対しては、より質の高いインフラを提供可能な包括的業務提携先である株式会社エフケイを紹介し、所属募集人の移籍を支援するなど、顧客へのサービス品質を維持しつつグループの効率化を推進しております。

今後も、IFA業界のリーディングカンパニーとしての当社の責務を果たし、IFA業界の健全な発展に貢献するよう尽力してまいります。

以上の結果、当連結会計年度末の所属IFA数は214名（前年度末比1.4%増、3名増）、媒介する資産残高は429,738百万円（前年度末比23.9%増、82,800百万円増）、金融商品仲介業に係る口座総数は18,229口座（前年度末比7.0%増、1,199口座増）となり、当連結会計年度の業績は、売上高が4,584,869千円（前期比20.7%増、787,673千円増）、営業利益110,239千円（前期は営業損失1,982千円）、経常利益112,699千円（前期は経常損失3,217千円）、親会社株主に帰属する当期純利益90,470千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失9,735千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6,897千円であり、主な内容は、IFA及び役社員が使用するPC等の工具器具備品の購入であります。

なお、これらの所要資金は、全て自己資金で賄っております。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① IFA業務支援の質の向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に充足していることが真のお客様重視を実現するための基盤であると考えております。所属IFAの満足度を高めることは、顧客満足度の維持・向上を通じた媒介する資産残高の増大に直結するだけでなく、既存IFAからの紹介による新規IFA数の拡大にも寄与し、ひいては当社グループの収益向上につながるものと認識しております。そのため、当社ではIFAに対して営業ノルマを一切課さず、提供するビジネスプラットフォームの付加価値向上に注力しております。IFAが顧客のために個々の専門性や人間性を最大限に発揮できるよう環境の整備に努めております。

② IFA成功支援の質の向上

IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって初めて成立するものであると確信しております。IFAが提供する金融サービスのクオリティを高める支援を行うことには、媒介する資産残高の増大を促し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図られると認識しております。そのため、IFAが「顧客の最善の利益」を追求できる体制を構築すべく、コーチングやスキル向上のための研鑽機会、及び営業ツール等の提供を行っております。こうした包括的な支援を通じてIFAとしての成功の後押しに努めております。

③ IFA業務管理の質の向上

当社グループが今後更なる事業拡大を遂げるうえで、内部管理体制の強化は不可欠な要素であると認識しております。現在、金融商品仲介業者には、自律的かつ実効性のある「顧客本位の業務運営」を確保することが強く求められています。当社グループは、委託元証券会社の指導に依拠するのみならず、自社独自の管理体制を整備しております。今後も、更なる管理体制の強化・構築を継続し、業界をリードするIFA事業者として、金融商品仲介業者として「あるべき管理体制」の確立と実効性の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (2025年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	3,000,131	3,733,084	3,797,196	4,584,869
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△120,610	13,558	△3,217	112,699
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△131,906	7,430	△9,735	90,470
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△40.48	2.33	△3.01	27.53
総資産 (千円)	998,649	1,083,291	1,000,136	1,331,139
純資産 (千円)	635,221	634,103	630,258	718,928

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (2025年3月期)	第21期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	2,801,391	3,551,591	3,614,576	4,315,999
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△122,010	25,297	12,004	98,799
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△129,560	20,719	△13,746	81,116
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△39.76	6.49	△4.24	24.69
総資産 (千円)	947,456	1,073,547	988,750	1,276,626
純資産 (千円)	626,012	638,184	630,329	709,644

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社A I P コンサルタンツ	20,000千円	100.0%	保険代理店業

(注) 保険代理店業については、2026年3月末をもって新規の保険募集を終了し、当該事業から撤退することとしました。詳細については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」をご確認ください。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社（株式会社A I P コンサルタンツ）の2社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介業」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

(注) 保険代理店業については、2026年3月末をもって新規の保険募集を終了し、当該事業から撤退することとしました。詳細については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」をご確認ください。

(8) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

区分	名称	所在地
当社	本店	神奈川県横浜市
	札幌オフィス	北海道札幌市
	新宿オフィス	東京都新宿区
	新宿第2オフィス	東京都新宿区
	東銀座オフィス	東京都中央区
	長野オフィス	長野県長野市
	静岡オフィス	静岡県静岡市
	浜松オフィス	静岡県浜松市
	名古屋オフィス	愛知県名古屋市
	伊勢オフィス	三重県伊勢市
	京都オフィス	京都府京都市
	大阪オフィス	大阪府大阪市
	神戸オフィス	兵庫県神戸市
	姫路・英賀保オフィス	兵庫県姫路市
	加西オフィス	兵庫県加西市
	広島オフィス	広島県広島市
	高松オフィス	香川県高松市
	福岡オフィス	福岡県福岡市
	宮崎オフィス	宮崎県宮崎市
	子会社	本店
新宿支店		東京都新宿区
東銀座支店		東京都中央区
長野支店		長野県長野市
名古屋支店		愛知県名古屋市
大阪支店		大阪府大阪市
福岡支店		福岡県福岡市

(注) 2026年3月31日付で子会社の本店以外の営業所は閉鎖いたしました。

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業部門の名称	従業員数 (名)	前期末比増減
金融商品仲介業	21 (9)	4名増 (2名増)
保険代理店業	3 (1)	2名減 (67名減)
その他	14 (1)	3名減 (3名減)
合計	38 (11)	1名減 (68名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。
4. 「保険代理店業」の従業員数が前連結会計年度末に比べ2名（67名）減少したのは、同事業からの撤退によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35 (10)	1名増(1名減)	48.3歳	5.9年

事業部門の名称	従業員数 (名)	前期末比増減
金融商品仲介業	21 (9)	4名増 (2名増)
その他	14 (1)	3名減 (3名減)
合計	35 (10)	1名増 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、()内に外数で記載しております。
2. 当社は、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

保険代理店業については、2026年3月末をもって新規の保険募集を終了し、当該事業から撤退することとしました。詳細については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」をご確認ください。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 11,056,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,534,800株(自己株式243,640株を含む)
- (3) 株主数 871名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
石原 章太郎	352,800	10.72
千代田インベストメント 第1号投資事業有限責任組合	333,200	10.12
中道 謙	320,000	9.72
田中 讓治	158,700	4.82
大木 壘	141,900	4.31
光通信KK投資事業有限責任組合	138,000	4.19
株式会社SBI証券	126,200	3.83
大島 昇	108,500	3.30
BSP戦略ファンド 第1号投資事業有限責任組合	100,500	3.05
守屋 顕一	100,000	3.04

- (注) 1. 持株比率は自己株式（243,640株）を控除して計算しております。
2. 2026年4月3日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2026年3月27日現在で千代田インベストメント株式会社が373,900株（保有割合10.58%）保有している旨が記載されております。しかし、当社として当連結会計年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を含む）	7,000株	3名

(注) 監査等委員である社外取締役に交付していません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
株主総会決議日		2019年3月25日	
新株予約権の数		409個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2)		普通株式 (新株予約権1個につき800株)	327,200株
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注2)		新株予約権1個当たり (1株当たり 155円)	124,000円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	
新株予約権の行使期間		2021年3月26日から 2029年3月25日まで	
新株予約権の行使条件		(注1)	
役員の 保有状況 (注3)	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	50個 40,000株 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 9,600株 1名

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 3. 役員の保有状況については、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 讓 治	株式会社A I P コンサルタンツ 取締役 公益社団法人三州倶楽部 理事
取締役	松 波 精 二	株式会社A I P コンサルタンツ 代表取締役
取締役（監査等委員・常勤）	吉 川 昌 利	税理士 株式会社A I P コンサルタンツ 監査役
取締役（監査等委員）	上 野 博 史	株式会社博真舎 代表取締役
取締役（監査等委員）	中 川 洋	株式会社マナオクリエーション 代表取締役 有限会社二宮漁場 代表取締役

- (注) 1. 上野博史氏及び中川洋氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 吉川昌利氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 上野博史氏は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。
6. 中川洋氏は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）上野博史氏及び中川洋氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役及び監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2024年6月26日開催の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

監査等委員でない取締役の報酬は、取締役としての責務に対して支給する基本報酬（金銭報酬）、企業規模の拡大や経営計画の達成に対して支給する短期インセンティブ（金銭報酬）、及び株主との利益の共有を目的とした中長期インセンティブ（株式報酬）で構成する。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と中長期インセンティブで構成する。

② 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

- ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
監査等委員でない取締役の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、あらかじめ職位ごとに定められた金額について、事業年度末における媒介する資産残高の目標値に対する達成度合いに応じ、連結会計年度の利益の金額を鑑みて取締役会において決定するものとする。
- ④ 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬（株式報酬）は、当社の企業価値の持続的な向上及び取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当該目的を踏まえ相当と考えられる金額を基本報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）を対象に一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を報酬として支給する。

(5) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において監査等委員でない取締役について年額150百万円以内、監査等委員である取締役について年間50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、2023年6月28日開催の第18回定時株主総会において、監査等委員でない取締役について年間30百万円以内、監査等委員である取締役について年間8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は2名、監査等委員である取締役の員数は1名です。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員の協議により決定しております。

(7) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	2名	43百万円	40百万円	1百万円	1百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	21百万円 (10百万円)	20百万円 (10百万円)	-1百万円 (-1百万円)	0百万円 (-1百万円)
合計	5名 (2名)	64百万円 (10百万円)	61百万円 (10百万円)	1百万円 (-1百万円)	2百万円 (-1百万円)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等に係る業績指標は事業年度末における媒介する資産残高（以下、「AUM」という。）であり、2026年3月末の実績は429,738百万円（前期比23.9%増）であります。当該指標を選択した理由は、AUMの増加が、当社グループの売上高増加・企業価値向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。業績連動報酬の額については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の答申を経てあらかじめ職位ごとに定められており、支給の有無についてはAUMの目標値の達成度合いとその連結会計年度の利益の金額を鑑みて取締役会において決定しております。
2. 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬であり、譲渡制限付株式報酬の額のうち、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(8) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）上野博史氏は、(株)博真舎の代表取締役であり、同社は当社の株主であります。当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）中川洋氏は、(株)マナオクリエーション、(有)二宮漁場の代表取締役であります。(株)マナオクリエーション及び(有)二宮漁場と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	上野博史	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、農林水産事務次官や国内有数の金融機関の代表理事理事長等を務めた経験と組織の統制や企業経営についての高い見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。 また、上記経験や見識をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。
取締役 (監査等委員)	中川洋	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査等委員会14回のうち12回に出席し、証券アナリストとして企業分析に携わった専門的知見と外資系証券会社における役員等の経験を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。 また、上記知見や経験をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - イ. 当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ウ. 当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - エ. 当社は、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、取締役会の下に任意の指名報酬諮問委員会を置き、取締役の選任・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する。
 - オ. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
 - カ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - キ. 当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。
 - イ. 当社グループは、「個人情報管理基本規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - イ. 当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - イ. 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。
 - ウ. 当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
 - エ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - イ. 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得た上で執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ウ. 当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。
 - イ. 任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下において、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告をするものとする。
 - イ. 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。
 - ウ. 監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

- エ. 当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- イ. 当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
- ウ. 監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- エ. 監査等委員である取締役は、管理本部長から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ア. 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- イ. 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。
- ウ. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書を作成し、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用体制を構築するとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による運営の公平性、透明性及び効率性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、当該体制の整備と適正な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直しました。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、顧問弁護士と連携を図り、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスク管理委員会を4回開催しました。

また、当社は、当社グループを取り巻くリスクの内容及びその影響度・発生度・重要度、対応方針・対応方法を一覧にしたリスク管理台帳の見直しを適宜行うことで、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議への出席を通じて、内部監査室が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株あたり4円の配当を実施することを2026年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、今後の成長に資する人員の採用やシステムへの投資、IFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

(注) 本事業報告中における金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示未満の数値を四捨五入して表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び当期純損失につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,173,434	流 動 負 債	566,767
現 金 及 び 預 金	597,286	買 掛 金	460,027
売 掛 金	536,961	リ ー ス 債 務	5,200
前 払 費 用	34,684	未 払 金	15,967
そ の 他	4,501	未 払 費 用	13,484
固 定 資 産	157,705	未 払 法 人 税 等	31,489
有 形 固 定 資 産	32,496	未 払 消 費 税 等	24,097
建 物 附 属 設 備	67,082	賞 与 引 当 金	13,823
工 具 器 具 備 品	37,812	そ の 他	2,676
リ ー ス 資 産	39,956	固 定 負 債	45,444
減 価 償 却 累 計 額	△112,354	リ ー ス 債 務	3,489
無 形 固 定 資 産	905	資 産 除 去 債 務	41,954
ソ フ ト ウ エ ア	905	負 債 合 計	612,211
投 資 そ の 他 の 資 産	124,303	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金	103,378	株 主 資 本	718,928
繰 延 税 金 資 産	7,762	資 本 金	342,145
そ の 他	13,163	資 本 剰 余 金	271,340
		利 益 剰 余 金	235,136
		自 己 株 式	△129,693
		純 資 産 合 計	718,928
資 産 合 計	1,331,139	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,331,139

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,584,869
売 上 原 価	3,701,542
売 上 総 利 益	883,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	773,087
営 業 利 益	110,239
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	42
受 取 家 賃	336
助 成 金 収 入	1,555
受 取 損 害 賠 償 金	821
雑 収 入	138
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	118
株 式 交 付 費	30
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損 他	284
そ の 他	1
経 常 利 益	434
経 常 利 益	112,699
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	112,699
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,521
法 人 税 等 調 整 額	△3,292
当 期 純 利 益	90,470
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	90,470

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	341,959	270,895	157,743	△140,340	630,258	630,258
当期変動額						
新株の発行	186	186	－	－	372	372
剰余金の配当	－	－	△13,078	－	△13,078	△13,078
自己株式の処分	－	258	－	10,646	10,905	10,905
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	90,470	－	90,470	90,470
当期変動額合計	186	444	77,392	10,646	88,669	88,669
当期末残高	342,145	271,340	235,136	△129,693	718,928	718,928

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A I P コンサルタンツ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 固定資産の減価償却の方法

i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

iv) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

② 引当金の計上基準

i) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

ii) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- i) 金融商品仲介業
金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
- ii) システム使用料
システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
- iii) 保険代理店業
保険代理店業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産	9,178千円
繰延税金負債	1,415千円

連結貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と総合的に修正し見積っております。当該見積りには媒介する資産残高（以下、「AUM」という。）の推移及びAUMに対する金融商品仲介業売上比率を重要な仮定として用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) 資産除去債務

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額
資産除去債務 41,954千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手及び直近の物価の高騰等を考慮して、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額11,305千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ9,794千円減少しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	3,532,400株	2,400株	－株	3,534,800株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 2,400株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	262,800株	740株	19,900株	243,640株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 740株

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分 19,900株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2025年5月15日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・株式の種類	普通株式
・配当金の額	13,078,400円
・1株当たり配当額	4円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2026年5月15日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・株式の種類	普通株式
・配当金の額	13,164,640円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	4円
・基準日	2026年3月31日
・効力発生日	2026年6月12日

なお、配当金の原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 99,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年8ヶ月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当社は、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

イ. 資金調達に係る流動リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価につきましては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりです。
(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
リース債務 (※2)	8,690	8,633	△57
負債計	8,690	8,633	△57

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 1年以内に返済予定のリース債務が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	597,286	—	—	—
売掛金	536,961	—	—	—
合計	1,134,247	—	—	—

2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	5,200	3,489	—	—	—	—
合計	5,200	3,489	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	8,633	—	8,633
合計	—	8,633	—	8,633

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
金融商品仲介業	4,071,291
システム使用料	235,152
保険代理店その他	278,426
顧客との契約から生じる収益	4,584,869
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,584,869

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 [1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] (3)会計方針に関する事項 ③収益及び費用の計上基準」に記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	218円44銭
1株当たり当期純利益	27円53銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

資産除去債務

- ① 当該資産除去債務の概要
 当社グループは、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
 使用見込み期間を主として2～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～2.3%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|----------|
| 期首残高 | 31,597千円 |
| 時の経過による調整額 | 11千円 |
| 見積りの変更による増減額（注） | 12,642千円 |
| 賃貸借契約の開始に伴う増加額 | 412千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △2,709千円 |
| 期末残高 | 41,954千円 |

（注）不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手及び直近の物価の高騰等を考慮して、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,123,878	流動負債	521,537
現金及び預金	582,158	買掛金	422,918
売掛金	502,365	リース債務	5,200
前払費用	34,387	未払金	15,820
その他	4,966	未払費用	11,311
固定資産	152,748	未払法人税等	30,183
有形固定資産	32,557	未払消費税等	20,225
建物附属設備	67,082	賞与引当金	13,823
工具器具備品	38,508	その他	2,054
リース資産	39,956	固定負債	45,444
減価償却累計額	△112,989	リース債務	3,489
無形固定資産	905	資産除去債務	41,954
ソフトウェア	905	負債合計	566,982
投資その他の資産	119,285	(純資産の部)	
差入保証金	98,378	株主資本	709,644
繰延税金資産	7,743	資本金	342,145
その他	13,163	資本剰余金	271,340
		資本準備金	262,145
		その他資本剰余金	9,195
		利益剰余金	225,852
		利益準備金	1,526
		その他利益剰余金	224,326
		繰越利益剰余金	224,326
		自己株式	△129,693
		純資産合計	709,644
資産合計	1,276,626	負債・純資産合計	1,276,626

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,315,999
売上原価	3,494,868
売上総利益	821,130
販売費及び一般管理費	731,245
営業利益	89,884
営業外収益	
受取利息	4
受取家賃	2,628
助成金収入	1,555
経営指導料	4,200
雑収入	138
その他	821
	9,348
営業外費用	
支払利息	118
株式交付費	30
株式報酬費用消滅損	284
その他	1
	434
経常利益	98,799
特別利益	
関係会社事業損失引当金戻入額	3,229
	3,229
税引前当期純利益	102,028
法人税、住民税及び事業税	24,214
法人税等調整額	△3,302
当期純利益	81,116

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	341,959	261,959	8,936	270,895
事業年度中の変動額				
新株の発行	186	186	—	186
剰余金の配当	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	258	258
当期純利益	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	186	186	258	444
当期末残高	342,145	262,145	9,195	271,340

	株 主 資 本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,526	156,287	157,814	△140,340	630,329	630,329
事業年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	372	372
剰余金の配当	—	△13,078	△13,078	—	△13,078	△13,078
自己株式の処分	—	—	—	10,646	10,905	10,905
当期純利益	—	81,116	81,116	—	81,116	81,116
事業年度中の変動額合計	—	68,038	68,038	10,646	79,315	79,315
当期末残高	1,526	224,326	225,852	△129,693	709,644	709,644

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法
によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償
却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定
額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとして
おります。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上
しております。
- ③ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見
込額を計上することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

② システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産	9,159千円
繰延税金負債	1,415千円

貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正見積っております。当該見積りには媒介する資産残高（以下、「AUM」という。）の推移及びAUMに対する金融商品仲介業売上比率を重要な仮定として用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した額

資産除去債務	41,954千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載した事項と同一であることから記載を省略いたします。

3. 会計上の見積りの変更 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手及び直近の物価の高騰等を考慮して、見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額11,305千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,794千円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	875千円
短期金銭債務	85千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	7,654千円
営業取引以外の取引高	6,497千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(自己株式に関する事項)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	262,800株	740株	19,900株	243,640株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 740株

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分 19,900株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払役員賞与	943千円
株式報酬費用	4,171千円
賞与引当金	4,277千円
未払事業税	2,557千円
未払事業所税	215千円
減価償却超過額	192千円
資産除去債務	12,980千円
繰越欠損金	12,067千円
その他	73千円
繰延税金資産小計	37,478千円
評価性引当額	△28,318千円
繰延税金資産合計	9,159千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,415千円
繰延税金負債合計	△1,415千円
繰延税金資産の純額	7,743千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	期末残高
子会社	株式会社 A I P コンサルタンツ	神奈川県 横浜市	所有 直接100%	役員の兼任 従業員の出向 オフィスの賃貸 顧客の紹介 経営指導 資金の貸付	従業員の出向	6,740	未収入金	490
					従業員の出向受入	340	未払金	20
					オフィスの賃貸	2,292	前受金	39
						38	売掛金	—
					顧客の紹介	536	未払金	26
					経営指導料	4,200	未収入金	385
					資金の貸付	22,000	短期貸付金	—
					利息の受取	4	未収利息	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、価格交渉の上、市場実勢価格を見て決定しております。
資金の貸付利率については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	215円62銭
1株当たり当期純利益	24円69銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当社は、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として2～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～2.3%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	31,597千円
時の経過による調整額	11千円
見積りの変更による増減額（注）	12,642千円
賃貸借契約の開始に伴う増加額	412千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,709千円
期末残高	41,954千円

（注）不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手及び直近の物価の高騰等を考慮して、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 安達博之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿久津大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類にかかる会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 安達 博之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 阿久津 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要なオフィスにおいて業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル 監査等委員会
常勤監査等委員 吉川 昌利 ㊟
監査等委員 上野 博史 ㊟
監査等委員 中川 洋 ㊟

(注) 監査等委員 上野博史及び中川洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	<p>再任</p> <p>たなか じょうじ 田中 譲治</p> <p>(1957年2月21日生)</p>	<p>1979年4月 大和証券株式会社入社</p> <p>1987年1月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社</p> <p>1992年10月 UBS証券会社東京支店入社</p> <p>1998年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社</p> <p>2002年8月 IFAとして独立 日興コーディアル証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社)とのIFA委任契約締結</p> <p>2005年2月 有限会社インテグリティ取締役就任</p> <p>2009年2月 株式会社アイ・ブレーン(現当社)入社</p> <p>2009年3月 当社取締役就任</p> <p>2012年5月 当社専務取締役就任</p> <p>2014年5月 当社代表取締役社長就任(現任)</p> <p>2015年1月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任</p> <p>2015年9月 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立 取締役就任</p> <p>2016年1月 同社代表取締役就任</p> <p>2016年1月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役就任</p> <p>2018年3月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役辞任 同社取締役就任(現任)</p> <p>2024年6月 公益社団法人三州倶楽部理事(現任)</p>	158,700 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田中譲治氏は、自身のIFA経験を通じて事業に関する豊富な知識と経験を有し、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。また、グループ全体に対するリーダーシップを存分に発揮し、IFA候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っていることから、中長期の成長戦略の実現に必要な不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ なみ せい じ 松 波 精 二 (1960年9月2日生)	1983年4月 日興証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社)入社 2018年4月 当社入社 2018年4月 株式会社A I Pコンサルティング監査役就任 2018年7月 当社執行役員業務管理部長就任 2019年4月 当社執行役員金融商品仲介業務本部副本部長就任 2020年4月 当社取締役金融商品仲介業務本部長就任 2021年7月 当社取締役兼上席執行役員兼金融商品仲介業務本部長就任 2022年4月 当社取締役兼上席執行役員兼IFA業務管理本部長就任 2022年6月 当社取締役退任 2022年7月 当社上席執行役員兼IFA業務管理本部長就任 2024年11月 株式会社A I Pコンサルティング取締役就任 2025年6月 当社取締役就任 (現任) 2025年6月 株式会社A I Pコンサルティング代表取締役就任 (現任)	95,900株
【取締役候補者とした理由】 松波精二氏は、前職証券会社において長年にわたり金融商品仲介業務及びIFAビジネスの推進及び管理に携わっており、事業に関する豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後、金融商品仲介業務における内部管理体制及びIFAサポート体制の強化に貢献し、その実績と知見がIFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値向上に必要不可欠であると判断し、取締役候補者となりました。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> すぎ はら しげ き 杉 原 繁 樹 (1970年9月14日生)	1994年4月 共栄火災海上保険相互会社 (現共栄火災海上保険株式会社)入社 1995年5月 有限会社スギヤ取締役就任 1996年8月 株式会社エフケイ入社 2001年10月 同社取締役就任 2006年8月 株式会社エフケイインベストメント取締役就任 2009年12月 株式会社エフケイ専務取締役就任 2010年4月 アイアル少額短期保険株式会社取締役就任 2013年12月 株式会社エフケイ取締役副社長就任 2017年1月 株式会社ヤマニ物産取締役就任 2017年10月 株式会社エフケイ取締役社長就任 2020年8月 株式会社L.A.C取締役就任 2022年9月 株式会社エフケイ代表取締役社長就任 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 杉原繁樹氏は、当社と包括的業務提携を締結している、国内有数のプラットフォーム型保険代理店である株式会社エフケイの代表取締役を務めております。同氏が長年培ってきた大規模なプラットフォーム型ビジネスにおける経営ノウハウや豊富な知見は、当社の事業成長において極めて有益であると判断いたしました。また、今後のIFA業界において証券業務と保険業務の融合が一層進展することを見据え、同社との提携関係をより深固なものとする事で、当社グループの企業価値向上に大きく寄与するものと考え、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉原繁樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
4. 社外取締役候補である杉原繁樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> よしかわ 昌と利 (1979年1月14日生)	2004年4月 石渡会計事務所（現税理士法人アイ・パートナーズ）入所 2006年2月 株式会社アイ・ブレーン（現当社）設立 取締役就任 2007年6月 当社取締役辞任 2007年9月 税理士登録 2016年6月 吉川昌利税理士事務所開設 所長（現任） 2016年6月 当社取締役就任 2016年6月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任 2018年3月 同社取締役辞任 2018年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2025年6月 株式会社AIPコンサルタンツ監査役就任（現任）	69,600株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 吉川昌利氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、当社の顧問税理士を務めた経験もあることから、これらの知見をグループの監査・監督に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> うえの ひろふみ 上野博史 (1938年5月15日生)	1962年4月 農林省（現農林水産省）入省 1992年7月 同省農林水産大臣官房長就任 1994年2月 同省食糧庁長官就任 1995年7月 農林水産事務次官就任 1998年1月 独立行政法人農林漁業信用基金理事長就任 2000年6月 農林中央金庫代表理事理事長就任 2009年3月 同金庫顧問就任 2013年1月 株式会社博真舎設立 代表取締役就任（現任） 2015年5月 株式会社日本精米顧問就任（現任） 2016年6月 欣交会会長就任 2018年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 上野博史氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のためにご尽力いただけることを期待しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>なか がわ ひろし</small> 中 川 洋 (1951年2月12日生)	1974年4月 株式会社野村総合研究所入社 1987年8月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 1995年4月 メリルリンチ証券会社東京支店入社 1999年1月 同社副会長就任 2000年11月 株式会社マナオクリエーション設立 取締役就任 2001年1月 同社代表取締役就任(現任) 2003年6月 有限会社二宮漁場設立 取締役就任 2005年6月 同社代表取締役就任(現任) 2007年3月 株式会社メディエイド社外取締役就任(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	56,000 株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>中川洋氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のためにご尽力いただけることを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上野博史氏及び中川洋氏は社外取締役候補者であります。
3. 上野博史氏及び中川洋氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以 上

第21回定時株主総会会場ご案内図

日時： 2026年6月26日（金曜日） 午前10時00分（午前9時30分より受付開始）

場所： 神奈川県横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル

TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 ホール 2 A



<交通のご案内>

「横浜駅」西口より徒歩7分（JR線・京急線・東横線・みなとみらい線）

「横浜駅」西口より徒歩6分（相鉄本線）

「横浜駅」9出入口より徒歩4分（横浜市営地下鉄ブルーライン）

<お願い>

駐車場の用意がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。